

質実剛健

(生活ガイドブック)



徳島県立富岡西高等学校

目 次

- ・ 生徒指導重点目標
- ・ 豊かな自己実現を図るために
- ・ 服 装 規 程
- ・ 届出・願出・許可事項
- ・ 交 通 安 全 規 程
- ・ 携帯電話・スマートフォン等の使用制限について
- ・ 所持品等の管理について
- ・ 下校時刻と休日学校施設の使用について
- ・ 特 別 指 導
- ・ 不審者への対応
- ・ 携帯電話・スマートフォン・インターネットの利用

生徒指導重点目標

- 1 基本的な生活習慣の育成に努める。
- 2 規範意識を高め、社会人として通用するモラル・マナーを身につけさせる。
- 3 生徒一人一人を大切にしたい指導をとおして、他者を思いやる心を育み、自尊感情を育てる。
- 4 学校、家庭、地域の連携を密にし、生徒の心に響く生徒指導を行う。
- 5 人間としての生き方や在り方について考えさせ、道徳的判断力や実践力を養う。
- 6 いじめのない環境づくりに取り組むとともに、安心安全な学校づくりに努める。

豊かな自己実現を図るために

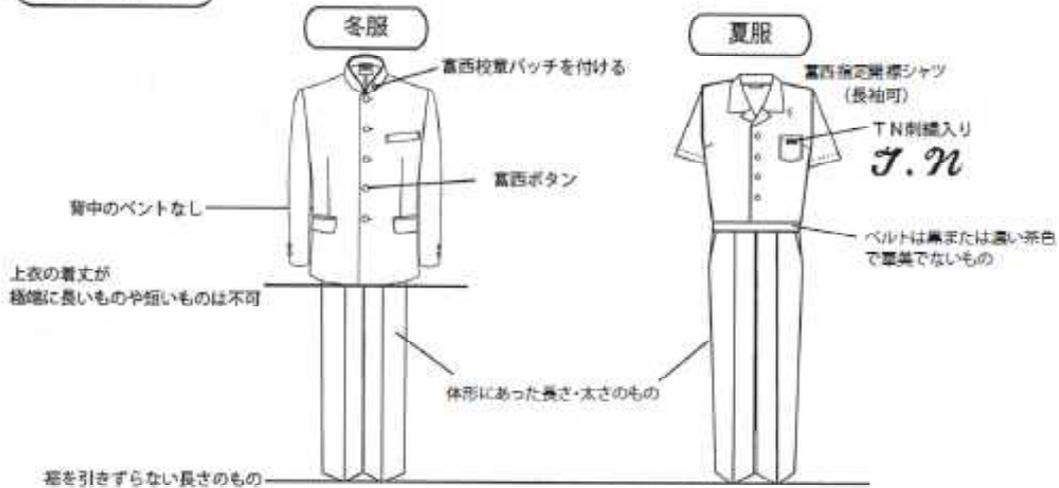
「いのち」の重要性を認識し、人権尊重の精神と節度ある生活習慣を基盤として、友愛に満ちた連帯感を育成するとともに、明るく、充実した学校生活を送るための豊かな自己実現を図ろう。

- 1 「いのち」の重要性を認識しよう。
かけがえのない生命である。事故防止に努め、自他の生命尊重と健康の保持増進を心がけ、安全で健康な生活を送るように努めよう。
- 2 人権を尊重しよう
人間は尊い。そして、全ての人が幸福を追求する権利を持っている。集団生活の中で互いの人権を認め合い高めあおう。
- 3 自己を確立しよう
夢を実現させるため、自らが課題を見つけ、主体的に判断・行動し、積極的に自分を生かしていくことのできる資質と能力を養おう。
- 4 自覚と責任を持とう
高校生としての自覚を持ち、常に自分を省みて良識ある行動をしよう。また、ルールを遵守する態度を養い、社会の一員としての責任を果たそう。
- 5 望ましい環境づくりに努めよう
快適で充実した学校生活を送るために、互いに協力しながら環境の整備に努めよう。また、公共物を大切にしよう。

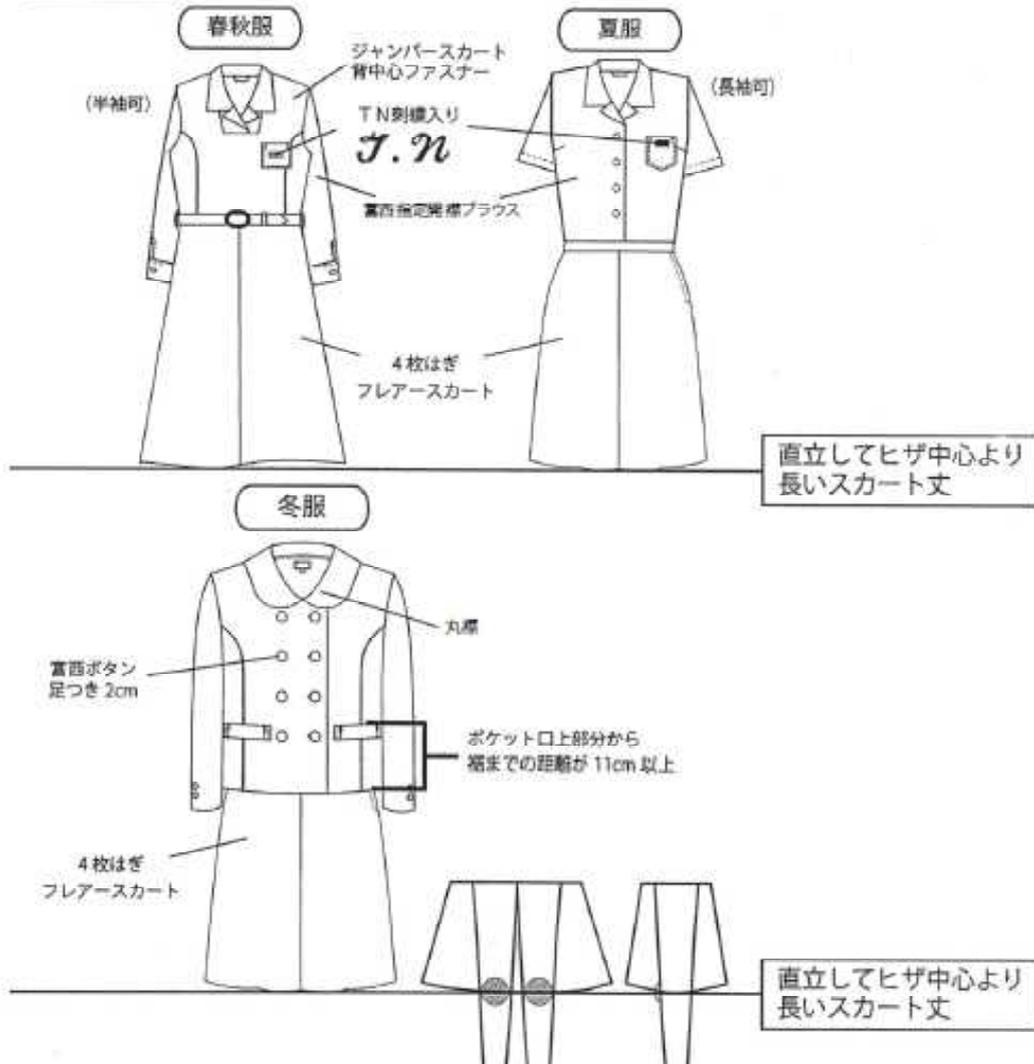
服 装 規 程

- 1 服装は、常に清楚にして端正であること。
 - 2 制服は次のとおりとする。
 - (1) 男子制服
 - ① 冬 服 …… 上衣は黒の詰襟標準型学生服とし、校章（バッジ）を左襟につける。
 - ② 夏 服 …… 本校指定のものを用いる。
 - ③ 下衣は黒の長ズボンとし、ベルトは、黒または濃い茶色で華美でないものとする。
 - (2) 女子制服
 - ① 春秋服 …… 本校指定のブラウスとジャンパースカートを着用する。
 - ② 夏 服 …… 本校指定のものを用いる。
 - ③ 冬 服 …… 本校指定の制服とする。
※（オプションとしてパンツもある。）
 - 3 夏服・冬服・春秋服の着用については、原則として下記の期間とする。
ただし、気候に応じて移行期間を設ける。
 - (1) 男子制服
 - ① 冬 服 …… 10月～5月
 - ② 夏 服 …… 6月～9月
 - (2) 女子制服
 - ① 春秋服 …… 4月～6月中旬、9月中旬～11月中旬
 - ② 夏 服 …… 6月中旬～9月中旬
 - ③ 冬 服 …… 11月中旬～3月
 - 4 入学式は男子は冬服とし、女子は春秋服の上に冬服上着を着用する。また、式典等については、その都度申し合わせにより制服を統一する。
 - 5 上履き、防寒着は次のとおり定める。
 - ① 上履き…本校指定のものを用いる。
 - ② 防寒着…華美でないものを使用してもよい。
 - 6 頭髪は清潔、簡素であること。
※頭髪・服装について
 - ① 染髪、パーマ、ピアス、マニキュア、化粧は禁止します。
※地毛の人は担任に申し出てください。
 - ② スカートについて
 - ・腰の所で折り込んで（巻き込んで）短くして履かないこと。
 - ・スカート、ジャンパースカート、上衣等を短く切ってはならない。
 - ③ 靴下は白、黒、濃紺の無地（ワンポイントは可）とする。
- (頭髪・服装指導)
- 定期的に服装・頭髪検査を実施しています。改善の見られない者は、保護者の方に来校いただき改善されるように取り組んでいきます。頭髪や服装の乱れは心の乱れや生活の乱れにつながります。地域社会から評価され支援される富岡西高校生となろう。

男子制服



女子制服



届出・願出・許可事項

- 1 次の場合は、届出をする。
 - (1) 欠席・遅刻・欠課・早退・外出・公欠・忌引き等。
 - (2) 金銭や物品等を拾得・紛失した場合。
 - (3) 校舎校具を破損・紛失等した場合。
 - (4) 住所変更・姓名変更・保護者変更等のある場合。
 - (5) 下宿をする場合。

- 2 次の場合は、願出を提出して許可を受けなければならない。
 - (1) 運転免許を取得しようとする場合。
 - (2) アルバイトをする場合。
 - (3) その他許可を得る必要がある場合。

- 3 次の場合は、許可を受ける。
 - (1) ポスター等の印刷物を掲示、配布する場合。
 - (2) 授業以外で生徒が学校を使用する場合。

- 4 次の場合は、所定の手続きを行わなければならない。

学校生徒旅客運賃割引証(学割)、在学証明書、卒業見込証明書等を交付してもらう場合。

交通安全規程

1 自転車通学について

- (1) 通学の自転車使用については、通学距離の制限はない。
- (2) 通学用自転車にはステッカーを貼り、登校後は所定の場所に整頓し、施錠する。
- (3) 通学用自転車は常に点検・整備し、安全運転を心がける。
- (4) 交通法規を守り、左側通行を原則とし、信号無視、二人乗り・傘さし・並進・夜間の無灯火運転、イヤホン・スマートフォン等を使用しながらの運転はしない。
- (5) ヘルメットの着用を励行し、安全運転に努める。
- (6) 阿南駅等近隣の駅周辺駐輪場では、整理整頓を心がけ、駐輪禁止場所には、絶対に置かない。

2 原動機付自転車について

(1) 免許取得について

- ① 運転免許取得については、遠距離で公共の交通機関による通学が不便であると認められる生徒に対して、審議のうえ許可する。詳細は別に定める。
- ② 免許取得時期は、入学年度末の春休み期間とする。
- ③ 全国高等学校PTA連合会の「三ない運動（持たない・乗らない・取らない）」の申し合わせの決議により免許取得制限をしている。
- ④ 免許を取得した生徒は、直ちに担任に届け出るとともに、免許取得者は、学校が実施する二輪車安全運転実技講習会等の集会に必ず参加しなければならない。

(2) 通学使用について

- ① 通学用バイクは排気量 50 cc 未満の原動機付自転車（スクータータイプ）とし、ステッカーを貼り、登校後は指定された場所に置き、必ず施錠する。
- ② 通学用バイクは常に点検・整備を行い、安全運転を心がける。ヘルメットはフルフェイス型とする。
- ② 交通法規を守り、事故防止に努める。

3 普通自動車・自動二輪について

(1) 運転免許取得について

- ① 免許取得許可
卒業年度の進路決定者で、事情や必要性を審議のうえ許可する。
- ② 詳細は別に定める。
- (2) 免許を取得した生徒は、直ちに担任に届け出ること。
- (3) 免許を取得した生徒は、在学期間中、普通自動車・自動二輪の運転を禁止する。

4 交通事故または交通違反を起こしたときは、直ちに担任に届けること。

携帯電話・スマートフォン等の使用制限について

- 1 校内での携帯電話・スマートフォン等の使用について制限する。

- ・朝のSHR前に電源を切る。
- ・必要な場合は、担任に申し出て指示された場所で使用できる。
- ・放課後は、使用できる。

- 2 指導に従えない生徒が現れた場合は、学校での使用を検討することがある。

- ・SHR、授業中、休み時間等、学習活動中に使用を発見したときは、携帯電話・スマートフォン等を預かる。

- ① 担任・教科担任・清掃監督は、携帯電話・スマートフォン等を預かる。(本人に電源を切らせる。)
- ② 教科担任・清掃監督は、担任・副担任に報告し、携帯電話・スマートフォン等を担任・副担任に預ける。
- ③ 担任・副担任は、携帯電話・スマートフォン等を預かり、保護者に連絡する。
- ④ 放課後、本人を指導し、携帯電話・スマートフォン等を返却する。
- ⑤ 2回目からは、生徒指導課で指導する。
(保護者に来校してもらい指導して、保護者に返却する。)
※ 指導に従わないときは、特別指導もある。
※ 原則として学校行事、式典は使用禁止。他の行事はその都度、使用について検討する。

- 3 生徒の自主規制

ルール・マナーについて生徒会活動を通じて全校生徒に呼びかけをしていく。
(生徒会からの呼びかけや掲示物・ポスターなど)

所持品等の管理について

- 1 貴重品等は自己管理をしっかりとる。
 - (1) 各自のロッカーは必ず施錠する。
 - (2) ロッカーの鍵は入学後まとめて購入します。
- 2 各自の所持品には氏名を記入する。
- 3 貴重品あるいは多額の金銭は必要上やむを得ないとき以外は学校に持参しない。
- 4 校内に不審者を発見した場合は、直ちに教職員に連絡する。
- 5 放課後の部活動では、施錠等の管理を厳重にする。
- 6 部室、更衣室の利用は次のとおりとする。
 - (1) 部室は放課後のみ使用し、部外者の出入りを禁止する。
 - (2) 更衣室は更衣以外に使用してはならない。
- 7 部室の戸締り、施錠を厳重にする。

下校時刻と休日学校施設の使用について

- 1 下校時刻について
 - (1) 生徒の下校時刻は、午後5時までとする。
 - (2) 午後5時以降居残る場合は、担当教職員の指導を必要とする。
 - (3) 部活動について
 - ① 最終終了時刻は、午後7時を基準とする。
 - ② 午後7時以降の活動する場合は、担当顧問の指導を必要とする。
- 2 休日の学校施設の使用について
 - (1) 学校施設を使用する場合には、担当教職員の指導を必要とする。
 - (2) その他、学校施設を使用する場合は、学校長の許可を得る。

特別指導

- 1 校則違反（問題行動）があった場合、審議のうえ特別指導を行う。
 - (1) 特別指導は欠席扱いとしない。（ただし、皆勤賞・精勤賞は与えない。）
 - (2) 原則として家庭での特別指導とする。（課題学習・作文・反省文等）
 - (3) 特別指導の期間（日数）は、生徒指導委員会で審議する。
 - (4) 累犯は日数を追加する。
 - (5) 違反内容が悪質なものは無期で指導する。

- 2 次のような問題行動があったときは、特別指導の対象とする。

窃盗・万引き	無免許運転・無免許運転ほう助
飲酒・喫煙、薬物乱用 (たばこ所持も含む。同席は審議)	免許証無断取得 (原付・自動二輪・普通車)
不健全交友・不健全娯楽・深夜徘徊	暴走行為（同乗含む）
考查中の不正行為 (携帯電話等の所持・使用)	交通違反（原付・自転車） 指導を要すると認められるとき
暴力行為・暴言・迷惑行為（授業態度）	交通事故（原付） 指導を要すると認められるとき
いじめ・人権を傷つける行為	
不適切な文章や画像・動画等の投稿 (SNS等)	選挙に関する不適切な行為
公共物破損（故意による）	その他

不審者への対応

普段からの防衛策

- 1 下校が遅くなる時は（部活動・塾）、できるだけ複数で帰宅する。
人通りの多い道を通る。できれば保護者に迎えをお願いする。
- 2 家族に自分の居場所・行動を伝えておく。
- 3 派手な服装はやめる。
- 4 夜間外出や外泊はしない。
- 5 不審な人物がいたら、すぐに相談する。（あとをつけてくる等）
 - ※ 防犯ベルを携帯する。
 - ※ 周囲への細心の注意を怠らない。
（携帯電話やメールを使用していると、周囲への注意の目が向かない。）

不審者に遭遇したら

- 1 大声を出して助けを求める。
- 2 携帯電話で110番通報する。
- 3 近くのコンビニやガソリンスタンド等へ助けを求める。
- 4 保護者、学校へ必ず連絡する。

携帯電話・スマートフォン・インターネットの利用

- 1 人権に配慮した情報モラルの育成と向上を心がける。
- 2 携帯電話・スマートフォン等が犯罪被害のきっかけになっているので、フィルタリングサービスを利用する。
 - ※ 有害サイト（出会い系サイト、出会い系アプリ等の使用）
 - 「見ない」 勧誘メールは危ない誘い
 - 「書き込まない」 書き込みは誘いのワナ
 - 「絶対に会わない」 犯罪被害の危険な一歩
- 3 家族で使用するルールを作る。（参考例）
 - ① 違法なサイト、有害サイトにはアクセスしない。
 - ② 一定の金額以上は使わない。
 - ③ 使用時間、置き場所を決める。
 - ④ 他人を傷つけるような使い方をしない。
 - ⑤ 個人情報を書き込まない。

